

原発の使用済み核燃料を再処理する過程で生じる高レベル放射性廃棄物。いわば「核のゴミ」だ。その処分方法の研究が進む北海道幌延町で、研究の実施主体の日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センターと、宮本明・幌延町長の不透明な関係が今年八月に明らかになった。

宮本町長が取締役の会社と、町長の長男らが取締役を務める会社の二社が、深地層研の職員住宅の賃貸と施設の警備業務で年間約四〇〇〇万円の収入を得ていた。

深地層センターは「賃貸は町長就任前からの契約」、宮本町長も「二社の経営にはかわつていない。法的には問題はない」などと釈明する。だが、「原子力マネー」が町長サイドに流れているのは動かしがたい事実だ。

宮本町長は二〇一〇年一月に三選を果たした。町を二分する激しい町長選が続いていたが、三二年ぶりに無投票になった。有力な対抗勢力もなく、長期政権の可能性もある。その町長への「便宜」には何らかの意図を感じざるを得ない。

◇ ◇
東京電力福島第一原発事故以降、脱原発の流れは止まらない。菅直人前首相退陣後、就任した野田佳彦首相も、「脱原発依存」を引き継ぐ方針だ。しかし、脱原発が実現しても、なお大きな問題として残るのが高レベル放射性廃棄物の存在だ。国は放射性廃棄物をガラス固化体で封じ込め、地中深くに埋設処分する方針。二〇三〇年代にも処分の開始を目指す。

放射性廃棄物が安全なレベルになるまで最低でも一〇万年はかかるとされている。

水面下でうごめく「幌延問題」

今から一〇万年前と言えば、ネアンデルタール人の時代。気の遠くなるような期間の安全を保証できるはずがない。

当然のように、最終処分場を受け入れる自治体はない。八〇年代に、幌延町が中間貯蔵施設を誘致したが、道や周辺自治体の反対で頓挫。その後も、候補地が浮上しては、住民の反対で消えた。処分の実施主体の原子力発電環境整備機構（NUMO）は二〇〇二年から、最終処分場の選定に向けた第一段階となる「文献調査」の実施を公募したが、手を挙げた自治体はゼロ。

業を煮やした国は申し入れ方式に切り替えた。そして、今年四月の統一地方選後、文献調査の実施を全国の複数の自治体に申し入れるはずだった。福島第一原発事故でそのタイミングは逸したものの、その動きは今もなくなつてはいない。

北海道や幌延町は二〇〇〇年に、深地層研究センターを受け入れた際、核燃料サイクル開発機構（当時）と、「放射性廃棄物は持ち込まない」「研究終了後は埋め戻す」などとの三者協定を締結した。さらに、道と幌延町は放射性廃棄物の持ち込みを認めないことなどを盛り込んだ条例を制定した。

にもかかわらず、国が文献調査の対象から除外しているのは、放射性廃棄物を中間貯蔵する青森県だけ。国と県が「最終処分場としない」との確約書を交わしているからだ。経済産業省資源エネルギー庁は「条例や協定があるから、北海道を除外することはない」と明言する。北海道の自治体も候補地の一つになつていてと考えるのが自然だろう。

◇ ◇
幌延町には、深地層研の着工後、年間一億円を超える電源三法交付金が入る。だが、地元経済への波及効果は地元が期待ほどではない。工事も大手ゼネコンが受注し、地元の中小零細の建設業者が入り込む余地は少ない。最近では町内の建設業者の倒産が相次ぐ。

町内には「町長だけがいい思いをしている」との不満の一方で、「処分場を受け入れてはどうか」との声さえ出始めている。政府の文献調査に応じるだけで年間一〇億円を限度に最大で二〇億円が自治体に転がり込む。町内の雰囲気を探したのだろうか、宮本町長は今年六月の町議会でも、国から文献調査の申し入れがあった場合の対応について、「これから検討する課題」と答弁した。その後、発言を撤回したものの、住民の疑念は高まるばかりだ。

道の態度もはつきりしない。高橋知事は今年四月の知事選の際、文献調査や処分場について、「条例に基づいて対応する」とした。額面通りに受け止めれば「受け入れられない」となるが、道庁内では、国サイドからの打診に応じて、条例を変えられないかを検討したことがある。「放射性廃棄物は受け入れがたい」とする文言を修正しようとしたのだ。条例を変えれば、知事の「条例に基づいて対応する」という方針とも齟齬が生じない。

放射性廃棄物処分場問題は、遠くない時期に再浮上するだろう。国からの文献調査の申し入れがあった時、高橋知事はどのような姿勢を示すのか。高橋知事に突き刺さる大きな「トゲ」となるのは必至だ。

△洋▽